

平成22年度第2回食品表示合同監視の結果について（概要）

食品の表示は、消費者が食品の内容を正しく理解し、選択するための重要な情報源であり、食品の安全性に対する消費者の信頼を確保するために、重要な役割を担っています。

このため、県では、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、8月及び12月を「栃木県食品表示適正強化月間」と定め、食品表示に係る関係機関が合同で、食品表示の監視指導を実施しました。第2回目の監視結果は次のとおりです。

今後とも「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、計画的な監視指導に努めて参ります。

1 調査概要

(1) 調査期間 平成22年12月中

(2) 関係機関

国：農林水産省関東農政局栃木農政事務所

県：各健康福祉センター、各農業振興事務所、くらし安全安心課

市：宇都宮市保健所

(3) 調査方法

別添「平成22年度食品表示合同監視実施要領」のとおり

(4) 調査回数 10回

各地区（上都賀、芳賀、南那須、下都賀、那須、塩谷、安足、宇都宮）ごとに1回又は2回（下都賀、安足地区）実施

(5) 調査店舗数 33店舗

2 調査結果

調査した結果、偽装表示等の重大な違反はありませんでした。

なお、31店舗において、一部の商品に表示の記載漏れ等の不備がありましたので、改善指導を実施しました。

不適事項等については、改善確認のための調査を実施します。

3 主な不適事項

<食品衛生法>

- ・アレルギー物質表示の欠落又は誤記（9店舗）
- ・期限表示(時刻表示を含む)の欠落又は誤記（9店舗）
- ・食品添加物表示の欠落又は誤記（8店舗）
- ・製造(加工)者氏名、製造(加工)所所在地の欠落又は誤記（8店舗）

< J A S 法 >

- ・ 名称の欠落又は誤記（16店舗）
- ・ 食品分類毎の品質表示基準に基づく表示項目の欠落又は誤記（11店舗）
※椎茸の栽培方法（原木・菌床）表示の欠落など
- ・ 一括表示の欠落又は表示順序の誤り（10店舗）
- ・ 原産地（原料原産地を含む）表示の欠落又は誤記（10店舗）

< 景品表示法 >

- ・ 合理的な根拠がない効果・効能表示（6店舗）
- ・ 価格等が実際より有利と誤認される表示（4店舗）